

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）
実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム
構築の手引き」について

計8枚（本紙を除く）

Vol.1387

令和7年6月3日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 3 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び
「都道府県プラットフォーム構築の手引き」について（周知）

平素より厚生労働行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢の拡大」が重要です。「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和 5 年 12 月）においても、「地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充」として、

- ・ 市町村は、地域の多様な主体が、自己の本来的な活動と総合事業とを一体として採算性・運営の継続性等を確保することのできる事業をデザインするなど戦略的な対応
- ・ 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進すること

が必要であるとされているところです。

このことを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業」及び「地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業」（いずれも実施主体は株式会社日本総合研究所）において、「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム構築の手引き」が作成され、下記のとおり株式会社日本総合研究所の web サイトにおいて公表されたところです。

各都道府県及び市区町村におかれましては、地域の実情を踏まえた多様な主体の参画による総合事業の充実や生活支援体制の構築にあたり、これらの手引きをご活用いただきながら、庁内の各分野の所管部署や地域の多様な主体と連携の上で取組を進めていただきますようお願いいたします。

記

○株式会社日本総合研究所 web サイト

https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/R6_rouken/

- ・ 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業
⇒「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための多様な主体による総合事業実施の手引き」 ※別添 1 参照

(https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_63_2.pdf)

※ 上記手引きのほか、同事業の報告書には労働者協同組合や農村型地域運営組織（農村 RMO）、社会福祉法人の事例も掲載されています。

- ・ 地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業
⇒「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き」 ※別添 2 参照

(https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_64_2.pdf)

（参考 1）

上記 web サイトには、同事業で作成した好事例の紹介動画や、多様な分野の委員によるパネルディスカッション動画についても掲載されていますので、ぜひご覧ください。

（参考 2）

市町村において地域住民と地域の多様な主体との連携の推進をはかる観点から、令和 6 年度より「住民参画・官民連携推進事業」が実施可能となっています。 ※別添 3 参照

（参考 3）

都道府県プラットフォームの構築にあたっては、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の活用が可能となっています。

また、国（厚生労働省）において、多様な分野の全国規模の関係団体等が地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤である全国版のプラットフォーム（生活支援共創プラットフォーム）の構築も進めています。現在、第 1 回オンラインシンポジウム動画を配信しておりますので、以下 URL からご参照ください。 ※別添 4 参照

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係
電 話：03-5253-1111（内線 3986）

- 高齢者の地域での日常生活における「課題」の拡大のための多様な主体による総合事業（サービス・活動型）実施の手引き

手引きの内容

- なぜ多様な主体の参画が必要なの？
それによってどんな効果があるの？

第1章 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大

- ## 多様な主体によるサービス・活動を構築するためには、 何からはじめたらいいの？

第2章 総合事業（サービス・活動A等）の実施プロセス

- ## 1.総合事業（サービス・活動A等）の実施・検討プロセス

具体的には、どんなサービスが考えられるの？

第3章 総合事業（サービス・活動A）の事例の類型化と紹介

- POINT** 

多様な主体の参画による 効果について記載

2 多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

- 現在、総合社会は「介護サービス実習者等の専門職が主として実施していることが多いもの、高齢者の日常生活と密接に関連した内容の主体的な参加が、実践の肝心なところ、医師・介護専門職が、実践を統括して、実践を推進する」ことが可能であるとされている。
- また、認知症のケアプログラムでは「認知症の患者と関与したいと欲するだけでなく、施設生活やマネジメントの課題を解決する（ベトナム）ケアに管理する側にも、多様な主体が行う社会参加を促進し、地域とのつながりや関係の構築が実践の質や持続性に大きく影響すると考えられ、施設生活と関与を同時に、地域の社会と関与した適切なマネジメントが重要」とされている。
- さらに、地域の多様な主体が、総合社会をより「介護福祉実践による施設と連携の場としての活用」すること、住民主体の社会参加を推進する必要性があり、地域の特性や文化、高齢者自身やサービス提供者間の「認識」を高める必要があるとされている。

多様な主体の参画による効果

- 1 高齢者が元気でうちから、趣味の活動や社会貢献活動、有償ボランティア、就労活動などの様々な活動を通して総合事業との連携の取り組みを行い、介護予防の無償化の主体的な参加を促すことで心身の機能の低下の早期発見などになる。
- 2 重要視としても、支援が必要となる前の価値観や生活スタイルをそのままに、地域で暮らすための活動やサービスの選択性が拡大する。
- 3 総合事業が地域に幅広く根を張ることで、介護が必要となっても、地域との関わりの中で、尊厳を保持しながら自立

POINT

総合事業（サービス・活動A等）実施までの検討プロセスを整理

図3 総合事業(サービス・活動A等)の実施検討プロセス

- 多様な主体**

1 地域住民が必要としているサービスと、地域に不足しているサービスを把握

 - 1. 町民等の地域住民より
 - 2. NPO等によるサービスへの申込み
 - 3. 社会企業（サービス・活動A）の提供のための事業計画
 - 4. 社会福祉サービス（法人）の提供等に対するニーズ（活動A）の把握と必要の検討

多様な主体に声掛け

2 総合窓口（サービス・活動A）を実施して 必要とされているサービスの提供

必要とされているサービスは町民等から必要とされているサービスと異なるものがあるのか？
 地域で利用可能なサービスはありますか？
 地域で利用可能なサービスはありますか？
 地域で利用可能なサービスはありますか？

総合窓口（サービス・活動A）を実施して 必要とされているサービスの提供

総合窓口（サービス・活動A）を実施して 必要とされているサービスの提供

3 総合窓口（サービス・活動A）を実施して 必要とされているサービスの提供

総合窓口（サービス・活動A）を実施して 必要とされているサービスの提供

4 総合窓口（サービス・活動A）の サービス提供開始

5 再度地域で不足している サービスの洗い出し、他のサービスとの組み合わせによる サービスの提供

総合事業（サービス・活動A）の 活用のパターンを類型化

[illegible]

各モデルの詳細説明と 関連する事例の整理

[illegible]

高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など**多様な主体との関わり**の中で成立するもの。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県に**高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）**の構築を行い、多様な主体の参画・連携の機会を作ることが重要。
- 本手引きでは、都道府県レベルでの連携促進のため、**都道府県プラットフォームの構築ステップや想定される支援内容**等について整理。

こんな方向け

- ・ 市区町村における生活支援体制の整備のために都道府県からどんな支援ができるか知りたい！
- ・ 都道府県プラットフォームの構築のための道筋が知りたい！
- ・ 都道府県プラットフォーム構築のために具体的に何をしたら良いか知りたい！

⇒ 都道府県の担当者を中心に、市町村担当者、地域の多様な主体のみなさまに参照いただきたい内容を簡潔に整理！！

POINT

都道府県プラットフォームで
備えるのが望ましい代表的な
情報や機能の整理

都道府県MPFの 主な情報・機能	主な提供価値				
	多様な主体との 継続的な関係性を 構築する	多様な主体との 連携参加を 図る	多様な主体との 存在、できごとと を共有する	市町村と、 多様な主体が 協働し、より良いまち づくりが 進む	市町村と、 多様な主体と つながる
自治体職員・SC等向け研修 P11	●	○		○	
多様な主体の取り組み事例集 P12		●	○		
多様な主体リスト P13			●		
多様な主体との関係立ち上げ ガイドブック P14				●	
市町村における多様な主体と 連携した政策等の 取り組み事例集・政策立案 P15		●	●		●
市町村の生涯学習体制と 多様な主体をつなぐイベント開催 P16				●	●

プラットフォームで扱う情報や
機能の説明、関連する事例
を掲載

原料材の生活実装体物と 多様な生活実装体(ソフト)関連	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性
生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性	生活実装体(ソフト) 機能性 操作性 操作性

手引きの内容

プラットフォームって何？ どうして必要なの？

第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

- 1.地域共生社会を目指した多様な主体との連携
- 2.都道府県プラットフォームの位置づけ
- 3.都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
- 4.都道府県プラットフォームの全体像

プラットフォームって、どうやって作ればいいの？

第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

- 1.都道府県プラットフォーム活用の事前準備
- 2.都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
- 3.都道府県プラットフォームの発展

具体的には何が必要なの？

第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

1. 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
 - ・自治体職員・SC等向け研修
 - ・多様な主体の取り組み事例集
 - ・多様な主体リスト
 - ・多様な主体との事業立ち上げガイドブック
 - ・市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
 - ・市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

POINT

プラットフォームの位置づけ・全体像を整理



POINT

プラットフォーム構築の進め方 と必要な取組を整理



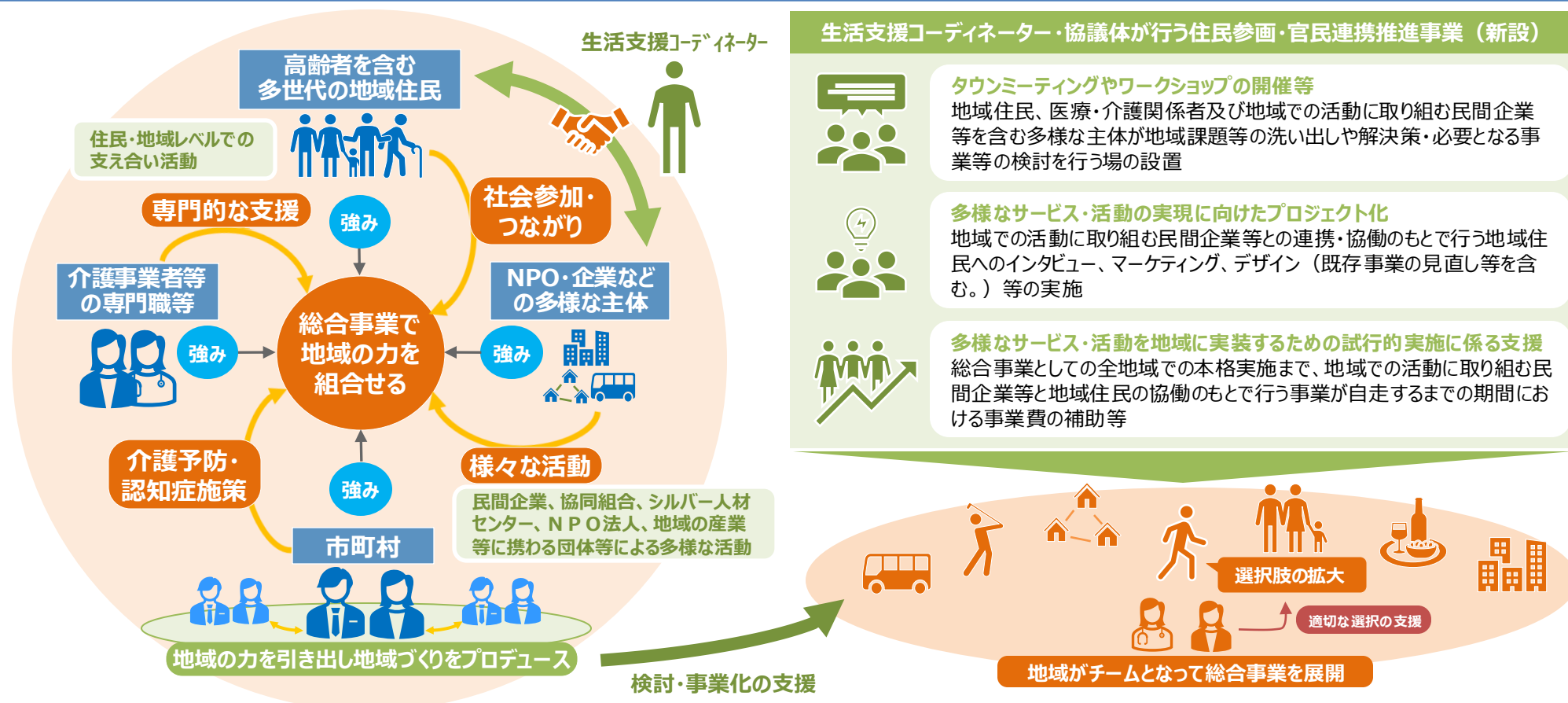
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

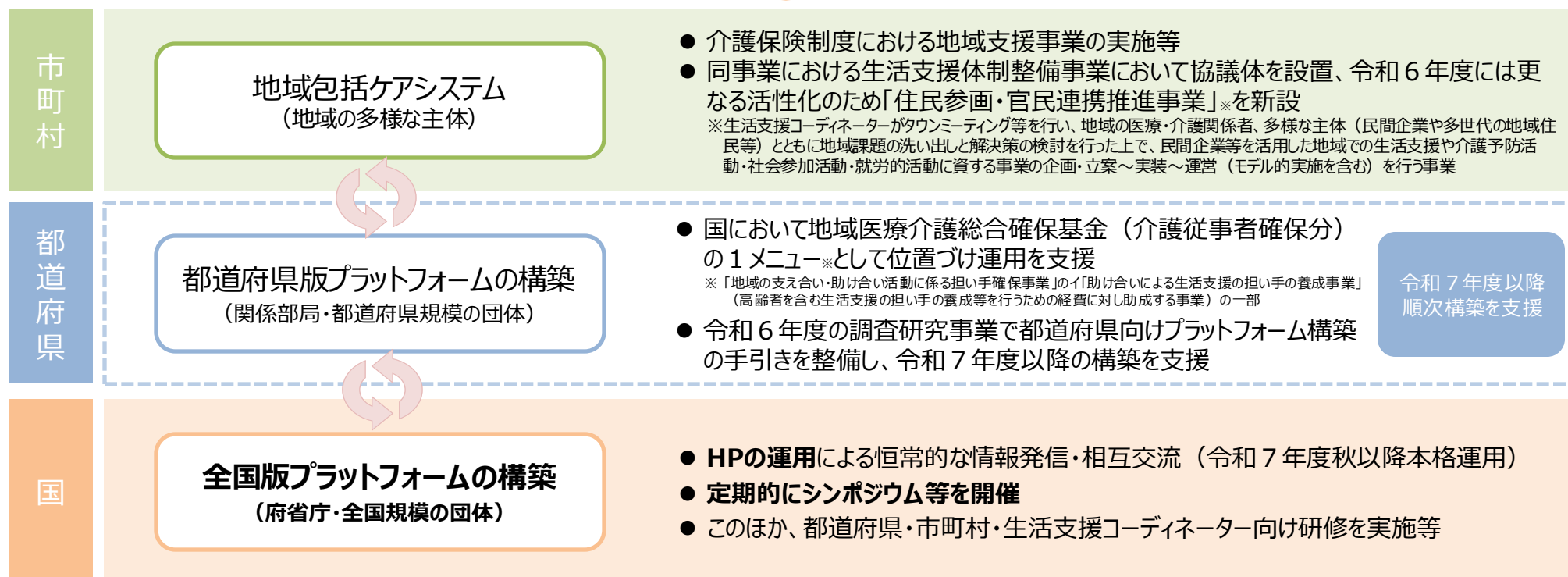
+ 住民参画・官民連携推進事業の実施
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



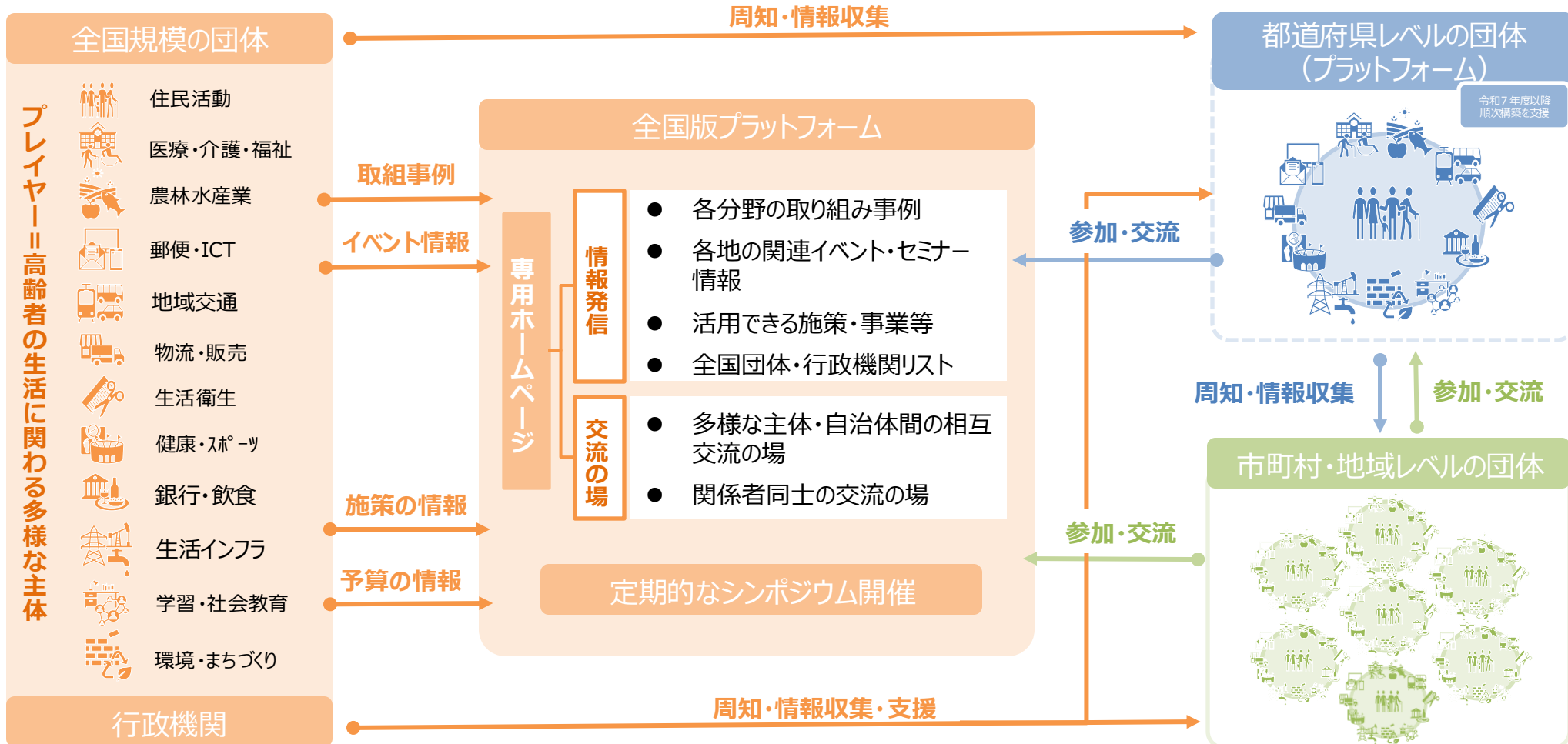
地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流
スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全



全国版プラットフォーム（イメージ）

- 全国版プラットフォームは、多様な分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤として位置づける。
- 具体的には、専用ホームページやシンポジウムでの情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につなげることを目指す。



第1回オンラインシンポジウムと今後のスケジュール

- 国に置くプラットフォームのイメージを提示するとともに、官・民と住民による地域づくりの実践事例について周知し、令和7年度以降の取組を進めることの契機とする。
- 今回は、医療・介護のみならず他分野の領域で地域づくりに関わるより多くの関係者がこの取り組みを知る契機となるよう、オンラインアーカイブによる国のPFの第1弾のコンテンツとして開催し長期間視聴可能なものとする。次回シンポジウムは令和7年度（秋頃を目途）のHP本格運用とあわせて行う。

公開中（R7.3収録）

R7.4～

R7.秋頃

第1回オンラインシンポジウム

プラットフォームの構築について厚生労働省よりメッセージ

- プラットフォームの構築趣旨と今後の展開について

官・民・住民の共創による地域づくりの事例

多様な主体・行政による取組事例について地域づくりの専門家（東京都立大学 室田准教授）との対話形式で深掘り

- 兵庫ヤクルト販売株式会社
- 一般社団法人全国食支援活動協力会
- 東日本旅客鉄道株式会社・沿線まるごと株式会社
- 沖縄県地域包括ケア推進課

<シンポジウムの視聴はこちらから>

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html



ホームページの構築

都道府県PFの構築支援

PFのプレイヤー参加の呼びかけ

事例の収集・分析・公表

伴走的な支援

関係団体・行政機関より
地域の関係者に視聴よびかけ

ホームページの本格運用の開始

第2回シンポジウムの開催